

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
株式会社 真建 名護市字豊原146番地9
4700000076001280 代表者 比嘉 真樹
(建築関係コンサルタント、補償関係)
- 2 指名停止期間
令和7年10月1日 ～ 令和7年10月31日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
教育庁施設課発注の「名護特別支援学校大規模改造工事(空調)監理業務」を受注した(株)真建は、令和7年4月22日付けで業務委託契約を締結したにもかかわらず、管理技術者の体調不良など社内での対応が困難であることを理由に、業務委託契約解除の申し出を行い、令和7年9月4日付けの契約解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第13号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内